

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な農業用機械の購入又は更新
 - (2) 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な農業用施設の照明設備の更新（LED化）
 - (3) 空調設備を有する農畜産物の生産に要する農業用施設に設置する遮光及び遮熱資材の購入又は更新並びに被覆資材の更新
- 2 補助の対象となる農業用機器等、要件及び経費は別表のとおりとする。
- 3 補助額は、補助対象経費から消費税を減じた額の10分の3以内の額とし、30万円を限度とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表（第3条関係）

1 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な農業用機械の購入又は更新

対象農業用機器等	要件	対象経費
(1) 耕うん機、テイラー、トラクター等耕うん整地用機械 (2) 管理機、播種・定植用機械、肥料散布機、環境制御システム機械等栽培管理用機械 (3) 自走式草刈機 (4) 薬剤散布機、土壤消毒器等防除用機械 (5) コンバイン、収穫機、選別機、精米機、梱包機等収穫調整用機械 (6) 乾燥機、貯蔵庫等農畜産物保管用機械 (7) 家畜飼養管理機械 (8) 農業用ドローン等スマート農業用機械 (9) その他の農業用機械	(1) 補助対象者の農業経営において使用するものであること。 (2) 固定設置する農業用機械等の場合、市内の農業用施設に設置するものであること。 (3) 新規購入の場合、作業の効率化等による経営状況の改善が図られるものであること。 (4) 更新の場合、既存の機械と比較して環境性能が優れているものであること。	中欄の要件を満たす農業用機械の購入及び設置並びに既存設備の撤去及び処分に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 交付決定前に実施した事業に係る経費 (2) 他の補助を受けている又は受ける予定の事業に係る経費

2 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な農業用施設の照明設備の更新（LED化）

対象農業用機器等	要件	対象経費
LED照明設備	補助対象者の農業経営において使用する市内の農業用施設の設備更新であること。	中欄の要件を満たす照明設備の更新に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 交付決定前に実施

		した事業に係る経費 (2) 他の補助を受けて いる又は受ける予定 の事業に係る経費
--	--	--

3 空調設備を有する農畜産物の生産に要する農業用施設に設置する遮光及び遮熱資材の購入又は更新並びに被覆資材の更新

対象農業用機器等	要件	対象経費
(1) 遮光・遮熱資材 (2) 被覆資材	補助対象者の農業経営において使用する市内の農業用ハウスに設置するものであること。	中欄の要件を満たす農業用資材の購入及び設置並びに既存設備の撤去及び処分に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 交付決定前に実施した事業に係る経費 (2) 他の補助を受けている又は受ける予定の事業に係る経費

